

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十七号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「できる者」の下に「（当該入校を許可された者が未成年者であるときは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者）」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する保証人は、第一項の規定により入校を許可された者が納付すべき授業料について、当該入校を許可された者と連帯してこれを納付しなければならない。

別表広島県立広島高等技術専門校の部普通の款自動車整備科の項を削り、同表広島県立呉高等技術専門校の部短期の款OAビジネス科の項及び介護サービス科の項中「二〇人」を「四〇人」に改め、同表広島県立福山高等技術専門校の部短期の款OA事務科の項中「OA事務科」を「OAビジネス科」に、「五〇人」を「四〇人」に改め、同表医療介護事務科の項中「二〇人」を「四〇人」に改め、同表介護サービス科の項中「六〇人」を「四〇人」に改め、同表広島県立三次高等技術専門校の部短期の款OA事務科の項中「OA事務科」を「OAビジネス科」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

(別記)

様式第1号 (第6条関係)

応募用紙

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

(ふりがな)					
氏名	印	男・女	写真真 (写真裏面に氏名を記入) 科 (4cm×3cm)		
生年月日	年月日(歳)				
第1志望科名	科				
第2志望科名	科				
現住所は先 又連絡先	〒	電話() FAX()	—		
履歴	最終学校名 (科名)	(科)	年月日	卒業・退学 卒業見込み	
	最終職歴	事業所名	所在地	在職期間 年月～年月	
經由公共職業 安定所名	雇用保険の 受給の有無		有(受給中・手続中) 無		
	氏名	印	続き柄		
保護者 住所	〒	電話() —			
備考					

選考料払込証明書貼付欄

入校年度の4月1日現在において18歳以上の者で、訓練期間1年以上の訓練科の入
校選考希望者は、ここに選考料払込証明書を貼ること。

- 注
- 1 該当の文字を○で囲むこと。
 - 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
 - 3 生年月日欄の年齢は入校する日の属する年度の4月1日現在の年齢を記入すること。
 - 4 保護者欄については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者
若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第8条関係)

入 校 願

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

訓練科名

受験番号

氏 名 印

入校を許可願います。

保護者

住 所

氏 名 印

入校料払込証明書貼付欄

入校年度の4月1日現在において18歳以上の者で、訓練期間1年以上の訓練科への入校希望者は、ここに入校料払込証明書を貼ること。

- 注
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
 - 2 保護者については、本人が未成年者の場合にのみ記入すること。保護者とは、親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者とする。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号 (第9条関係)

誓 約 書

年 月 日

広島県立 高等技術専門校長 様

住 所

氏 名 印

この度、入校を許可されましたが、在学中は、諸規定及び指示事項を守り、技能の習得に努めます。もし、これに違反したときは退校を命じられても異議は申しません。

上記の者が、この度入校を許可されたので、在学中は誓約事項を堅く守らせるとともに、本人在校中に係る一切の責任は保証人において引き受けます。

また、保証人は、上記の者と連帯して授業料を納付します。

保証人

(授業料の納付については連帯保証人となります。)

住 所

氏 名 印

- 注
- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。
 - 2 入校を許可された者が未成年者の場合は、保証人は保護者（親権者若しくは未成年後見人又はこれらの者に準じる者として校長が認める者）とすること。
 - 3 訓練期間が一年未満の職業訓練を受ける成年者は、保証人を定めないことができる。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別記様式第一号の規定は、平成二十二年四月一日以降に入校する者から適用する。